

山梨県立大学人間福祉学部「福祉・教育実践センター」運営規程

(平成29年4月1日制定 人福第8601号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第29条の規定に基づき、山梨県立大学人間福祉学部「福祉・教育実践センター」(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、人間福祉学部の理念に基づき、地域(地域住民・機関・団体等)と連携・協働して取り組む人間福祉学部(以下「学部」という。)、福祉コミュニティ学科・人間形成学科(以下「学科」という。)、人間福祉学部教員(以下「教員」という。)の教育・社会活動を支援することを目的とする。

また、学部・学科における実習教育の支援により学部教育に寄与するとともに、本学卒業生を含む福祉、幼児教育に関わる専門職への研修機会の提供、および、本学部教員による地域の市町村での教育、研修活動支援により、地域貢献を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学部・学科・教員による地域と連携・協働した実践の支援
- (2) 福祉・教育に関わる研修機会の提供
- (3) 学部・学科の実習教育、サービス・ラーニング教育の支援
- (4) センター年報の発行
- (5) その他、センターの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 センターは学部専任教員全員を構成員とし、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) その他センター業務に関して必要な教職員

2 センター長は人間福祉学部長が兼務する。

(任期)

第5条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の長はセンター長とし、委員会はセンター運営委員及びセンター業務を担当する事務職員等により構成する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) センターの人事に関する事項
- (2) センターの予算及び決算に関する事項
- (3) センターの運営方針に関する事項
- (4) その他センターに関する重要事項

(顧問)

第8条 センターの運営に関して、幅広い見地から助言等を受けようとするため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問に関し必要な事項は、別に定める。

(協力員)

第9条 センターの運営に関して、学部専任教員以外から幅広く協力を受けようとするために、協力員を置くことができる。

- 2 協力員に関し必要な事項は、別に定める。

(センター室)

第10条 センター業務を円滑に実施するために、センター室を置く。

- 2 センター室の設置および運営に関して必要な事項は、別に定める。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。